社会福祉法人

指導監査基準

令和7年度

川崎市 こども未来局

指導監査基準中の「評価区分」

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度 の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされて いない場合	Α	法令若しくは通知(以下「法令等」という。)に対する違反(軽微なものを除く。)がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	В	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を 口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又 は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要と する。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため 改善が必要な場合	С	「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

社会福祉法人指導監査基準 目次

l 法人運営	P 1	Ⅲ 管理	P 2
1 定款	P 1	1 人事管理	P 2
2 内部管理体制	P 3	2 資産管理	P 2 P 2 P 2 P 2
3 評議員·評議員会	P 3	(1)基本財産	P 2
(1) 評議員の選任	P 3	(2) 基本財産以外の財産	P 2
(2) 評議員会の招集・運営	P 3 P 5	(3)株式保有	P 2
4 理事	P 3 P 5 P 7	(4) 不動産の借用	P 2 P 2
(1) 定数	Р 7	3 会計管理	P 2
(2)選任及び解任	Р 7	(1)会計の原則	P 2 P 2
(3) 適格性	Р8	(2) 規程・体制	P 2
(4)理事長	P 9	(3)会計処理	P 3
5 監事	P 9	(4)会計帳簿	P 3
(1) 定数	P 9	(5) 附属明細書	Ρš
(2)選任及び解任	P 9	4 その他	P 2 P 2 P 2 P 3 P 3 P 3
(3)職務・義務	P 11	(1) 特別の利益供与の禁止	P 4
6 理事会	P 13	(2)社会福祉充実計画	P 4
(1)審議状況	P 13	(3)情報の公表	P 4
(2)記録	P 15	(4) その他	P 4
(3) 債権債務の状況	P 16	(1) (0)	• •
7 会計監査人	P 16		
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	P 17		
(1)報酬	P 17		
(2)報酬等支給基準	P 18		
(3)報酬の支給	P 19		
(4)報酬等の総額の公表	P 19		
	P 20		
	P 20		
2 社会福祉事業	P 21		
3 公益事業	P 23		
4 収益事業	P 24		

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
1	社会福祉法人	法人
2	社会福祉法(昭和26 年法律第45 号)	法
3	社会福祉法施行令(昭和33 年政令第185 号)	令
4	社会福祉法施行規則(昭和26 年厚生省令第28 号)	規則
5	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12 年12 月1日付け障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭 局長連名通知)	認可通知
6	認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」	審査基準
7	認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
8	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)	徹底通知
9	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発 0329第1号・障企発0329第1号・労高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・ 援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)	入札通知
8	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企 第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長 及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知)別紙「社会福祉法人審査要領」	審査要領
9	社会福祉法人会計基準(平成28 年厚生労働省令第79 号)	会計省令
10	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28 年3月31 日付け雇児 発0331 第15 号・社援発0331 第39 号・老発0331 第45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社 会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)	運用上の取扱い
11	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28 年3月31 日付け雇 児総発0331 第7号・社援基発0331第2号・障障発0331 第2号・老総発0331 第4号厚生労働省雇用均等・児童家 庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚 生労働省老健局総務課長連名通知)	留意事項
12	社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28 年法律第21 号)	平成28年改正法
13	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成28 年政令第 349 号)	平成28年改正政令

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
I 法人運営				○ 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程(以下「内部規程等」という。)に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。 ○ 指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、状況の把握に努める。 ○ 指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るように努め、自立的な運営を促すものとする。 ○ ロ頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮するものとする。 ○ 確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。 ・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によることができること。 ○ 内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。		
1 定款	1 定款は、法令等に 従い、必要事項が記 載されているか。	法第31 条第1項	載事項(法第31条 第1項)が事実に反	たことに留意する必要がある。 〇 各法人の定款に記載された必要的記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。なお、相対的記載事項及び任意的記載事項については、必要	する。	
	2 定款の変更が所定 の手続を経て行われ ているか。	36 第1項、 第2項、第4 項、第45 条 の9第7項第	議員会の特別決議 を経て行われている か。 〇 定款の変更が所	なお、定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない(所轄庁への届出で足りる)事項は、法第31条第1項に定める必要的記載事項のうち、事務所の所在地(第4号)の変更、資産に関する事項(第9号)の変更(基本財産が増加する場合に限る。)及び公告の方法(第15号)の変更のみであり(規則第4条)、相対的記載事項及び任意的記載事項の変更については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要であることに留意する必要がある。 (注)評議員会の特別決議については、3の(2)の2を参照。	次の場合は文書指摘によることとする。 ・定款変更についての評議員 会の特別決議が出席者立して いないにもかかわらず、認ている 場合 ・定款変更の決議を行った評 場合 ・定款変更の決議を行った評 機出申達なしているにもの ・定款変更についてるにも を表表で更についての認 が成立しているにも を が成す、所轄所轄所でのの があず、所轄所轄にのの ける手続が場合の所轄についるい場合 の決議が行われていない場合	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	の備置き・公表がされ	2第1項、第 4項、第59 条の2第1項 第 1号、規則第 2条の5、第	ンターネットを利用し	務所に実際に備え置かれているか、又は電子計算機(パソコン)に電磁的記録が記録されているかについて確認する。 〇 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており(規則第10 条第1項)、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの 掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が 行われたものとみなされる(規則第10 条第2項)。指導監査を行うに当たっては、具体的な公表の方法に関する規程及び当該規程により実際に公表されていることを 確認する。	ととする。 ・主たる事務所における定款 の備置きが行われていない場 合、又は従たる事務所におけ る定款の備置き若しくは電磁的 記録で作成された定款の電子	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
2 内部管理体制	1 特定社会福祉法人 において、内部管理体 制が整備されている か。	13 第5項、 令第13条の 3、規則第2 条の16	理事会で決定されているか。 〇 内部管理体制に係る必要な規程の	○ 特定社会福祉法人(注)は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制(内部管理体制)の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている(法第45条の13第5項)。この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会から理事(理事長等)に決定の権限を委任することができない事項であり(法第45条の13第4項第5号)、必ず理事会の決定によらなければならない。 (注)事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう(7「会計監査人」の1において同じ。)。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人とは貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人と規定している(今第13条の3)。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている(法第37条)。 ○ 内部管理体制として決定しなければならない事項は次のとおりであり(規則第2条の16)、指導監査を行うに当たっては、これらの決定がされているかについて確認する。なお、これらの体制の内容は法人の事務処理体制等に応じて法人(理事会)の自主的な判断に基づき決定されるべきものであり、その具体的内容の確認までは更さない。 ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ③ 理事の職務の執行が対率的に行われることを確保するための体制 ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項 ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項 ⑥ ⑨ の職員の世事から独立性に関する事項 ⑥ ⑨ の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 ⑥ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 ⑥ ⑨ の報告をした者が当該報告をしたことを確保するための体制	決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある場合は、文書指摘によるこ	A
3 評議員·評議 員会						
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。		ころにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を	ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31 条第5 項)。 〇 指導監査を行うに当たっては、評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任された者であること、及び法令又は定款に定められた 方法によりその選任が行われていることを確認する。この評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適正 な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。そのため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で、必要な識見を有していない等 の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。 〇 法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。 〇 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う(法第38 条)。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点 (承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時)から評議員となるものであるため、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たって は、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認(就任承諾書の徴収等)によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、評議員 の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された 旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。	ととする。 ・法令又は定款に定められた 方法により評議員の選任が行われていない場合 ・評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する 者として、定款及び評議員の 選任に関する規程に基づく適 正な手続による選任がされて	A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が。	法第40条第 1項、第2 項、第4項、 第5項、第61 条第1項、審 査基準第3 の1の(1)、	すいな当 な当 はいはいまで を もない はいはいまで を はいはいまで を はいまで を はいな当 の はいまで を を に な の で と 者ない はの はの と 者ない はの と 者ない はの はの と 者ない はの はの に な と 者ない はの に な と 者ない は は は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に で に な の に で に は し に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (注2)各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。	て、評議しないことがきないない。 で、評議しないことがき、人物を表しているというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	A A A A
	3 評議員の数は、法 令及び定款に定める 員数となっているか。	法第40 条第 3項	○ 評議員の数は、 定款で定めた理事 の員数を超えている か。	○ 評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない(法第40 条第3項。注)。指導監査を行うに当たっては、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているかについて確認する。なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある。	次の場合は文書指摘によることとする。 ・在任する評議員の人数が定 ・でにめた理事の員数及び在 任する理事の人数を超えてい ない場合(同数以下の場合)	А

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(2)評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	法第181 条、 第182 条、法 第45条の	通知を期限までに評議員に発しているか。 日本は行ればならない。 日本はは理事会の決議によっている。 日本はは理事会の決議によっている。 日本はは理事会の決議によっているか。が 毎会計年度報子後 一定の時期に招集 されているか。	○ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等(注)を定め、理事が評議員会の1週間前(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知をする方法で行われなければならない(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(法第45条の32第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する)。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。指導監査を行うに当たっては、これらの手続が適正になされているかについて確認する。 (注)理事会の決議により定めなければならない事項(招集通知に記載しなければならない事項)(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項)① 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項③ 評議員会の目的である事項があるとさは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条)、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。○ 定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならず(法第45条の9第1項)、また、計算書類等については、毎年6月末日までに定時評議員会の承認を受けた苦しくは定時評議員会に明催時期の定めがある場合にはそのとき)までに定時評議員会の別権に対しては、定款に別権時期でついて確認する。なお、定時評議員会の開催時期については、定款に別権に対しる必要がある(定款例第11条参照)。	事項が記載されていない場合 ・評議員会の招集通知が省略	A A A A
	2 決議が適正に行われているか。	9第6項から 第8項まで、 同条第10項 により準用さ れる一般法 人法第194	の野変もか。決について、	・理事、監事、会計監査人の選任及び解任(法第43 条、法第45 条の4) ・理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)(法第45 条の16 第4項において準用する一般法人法第89 条、法第45 条の18 第3項において準用する一般法人法第105 条) ・理事等の責任の免除(法第45 条の20 第4項において準用する一般法人法第112 条、第113 条第1項) ・役員報酬等基準の承認(法第45 条の35 第2項)	・評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全 員の同意の意思表示の書面又 は電磁的記録がない場合	A A A A

3 評議 適正に	監査事項 ^隣	根拠	チェックポイント			
適正に	注号 合いついて は		○ 原井労科少会に	観点(着眼点)	判断基準	区分
保存を	に記録の作成、 99を行っているか。 る法 11. 項条項ま	第45条の 第10 項に り 項に り で り で 第194条 第194条 第第45 の11 第3 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15	定がまるところによりいいるを表示によりいます。 本のでは、一人の事情が、一般ないでは	○ 評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し(法第45 条の11 第1項)、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられている(同条第4項)。そこで、指導監査を行うに当たり、評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されているか(規則第2条の15)、評議員会の決議が省略されたは、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に10 年間、従たる事務所に5年間備え置かれているか(法第45 条の11 第2項、第3項)について確認する。また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10 年間備え置かれているか(法第45 条の9第10 項により準用される一般法人法第194 条第2項)について確認する。 ○ 定款に議事録署名人(議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。)が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているかを確認する。なお、法今上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい(定款例第14 条参照)。 ○ 議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項(規則第2条の15 第3項)(注1)、評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の事項(同項第2号)(注2)及び理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の事項(同項第2号)(注2)があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。 (注1)開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項(規則第2条の15 第3項)。 ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。) ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述られた意見又は発言があるときは、当該評議員の氏名	次の場合は文書指摘によることとする。 ・議事録が作成されていない場合・議事録が作成されていない場合・議事録が、評議員会の日かである。・議事録が、評議員会の日かである事務に5年、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	A A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	4 決算手続は法令及 び定款の定めに従い 適正に行われている か。	19、第45条 の30、第45 条の31、規 則第2条の	について、監事のか。 査を受けているか。 〇会計監査算関で、 会は、計算関で、 会は、計算関で、 を計監査人に監査 受けているか。 同計事会の承認を 同は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	 ○ 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録(以下「計算関係書類等という。)を作成し、所轄 庁に提出しなければならない(法第59 条)。 ○ 計算関係書類等を所轄庁に提出するに当たっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなけれ ばならない(法第45 条の30、規則第2条の40)。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件(注1)を満たす場合には、計算書類及び財産目録については 定時評議員会においてその内容を報告することで足りる(法第45 条の31、規則第2条の40)。 (注1)会計監査人放管。次の①から②の全ての要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録について、評議員会の承認を要さず、報告で足りることとなる (規則第2条の39、第2条の40)。 ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと ○ 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない(注2)。 (注2)監事の監査及び会計監査人の監査については、I の5「監事」、7「会計監査人」を参照。 ○ 指導監査を行うに当たっては、必要な機関の承認や報告の手続が行われているかを確認する。 	要な機関の承認を受けていな	A
4 理事						
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	3項、第45 条の7	数が選任されているか。 ○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ○ 欠員が生じていないか。	に係る手続に関して、具体的な検討や実施がされているかを確認する。 〇 理事のうち定款に定められた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、理事が、理事会の構成員として担う 法人の業務執行の決定や、理事長等の職務の執行の監督等の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営上適当ではないことから、法人において欠員の補 充のための検討や手続が進められているか(理事会、理事長等が手続を進めているか。)を、指導監査により確認する。	ととする。 ・定款で定めた員数が選任されていない場合。 ・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合。・欠員がある場合に、法人において補充のための手続がある場合に、法人においておらず、かつ、補充の検討が行われていない場合	A A
(2)選任及び 解任	1 理事は法令及び定 款に定める手続により 選任又は解任されて いるか。			 ○ 理事の選任は評議員会の決議により行うため(法第43 条第1項)、評議員会の決議が適切になされているかについて確認する(評議員会の決議については、3「評議員会」の(2)の2参照。)。 ○ 法人と理事との関係は、評議員会同様に、委任に関する規定に従う(法第38 条)。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点(承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時)から理事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認(就任承諾書の徴収等)によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。 ○ 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが(法第45 条の4第1項)、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきである。指導監査を行うに当たっては、同項に基づく評議員会の決議により理事が解任された場合に、解任の理由が、当該理事に重大な義務違反等があることによるものであるかについて確認する。 	ととする。 ・理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合 ・理事の解任が評議員会の権限の濫用に当たる場合(現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(3)適格性	ていないか。	1項に 1項に 1項に 1項に 1項に 1項に 1条 1年 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	る者がか。 〇 本理 事についに 大者がか。 〇 大寺が上いいに 大者が上いいに 大者が上いないに 大者が上いないに 大者が上いないに 大者が上いないに 大名では 、一本ので 大名では 、一本ので 大名では 、一本ので 、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (注2) 各理事と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10) i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該理事の使用人 iii 当該理事の使用人 iii 当該理事の使用る金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又はiii の配偶者 v i ~ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当	ととする。 ・理事の選任手続において、 中華候補者に対して欠事と対して欠事と対しての 等の関係にある者がか、属すない、属すないの表さら確認していないか、属すないで合きれていないか、国内ないの表さら確認していないか、によいを存った。 ・法体事由にを登りませる。 ・法体事由にはないで合い。 ・法体事由にはないでは、よい人の表ではが上が、というのでは、よい人が保育を対していないないでは、よい人が保育を対した。 ・法体事由には、よい人のよいでは、よい人の表では、と、文格、と、文格、と、対の反社、とがり、の者が理社がの場合では、対のの者がでは、対し、といる、と、数のの方のがが、は、というの者がでは、対し、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	2 理事として含まれて いなければならない者 が選任されているか。	4項	経営に識見を有する 者が選任されている か。 当該社会福のに 域におす事に通いる 域におする実情にされているが選びます。 でいるが設を設置しているが設定とは、当該とは、当該施	名以上が理事に選任されていれば足りる。なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。 〇「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断のみで、必要な識見を有していない、	・理事のうちに「社会福祉事業 の経営に関する議見を有する 者」として、評議員会の決議等 について適正な手続に基づい て選任された者がいない場合 ・理事のうちに「当該社会福祉 法人が行う事業の区域におけ る福祉に関する実情に通している者」として、評議員会の決	A
(4) 理事長	1 理事長及び業務執 行理事は理事会で選 定されているか。	13 第3項、 第45 条の16 第2項	理事長を選定しているか。 〇 業務執行理事の 選定は理事会の決	○ 理事長は、法人の代表権(法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限(法第45 条の17 第1項))を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する(法第45 条の16 第2項第1号)ものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない(法第45 条の13 第3項)。なお、平成28 年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない(理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である。)。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要がある。 ○ 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事(業務執行理事)を理事会で選定することができる(法第45条の16 第2項第2号)。なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない(理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う)ことに留意する必要がある。 ○ 指導監査を行うに当たっては、理事長が理事会の決定により選定又は解職されているか、業務執行理事を置く場合には理事会により選定されているかについて確認する。なお、理事長及び業務執行理事の選定又は解職については、法令上の手続に関する特別の規定はなく、理事会の決議事項(法第45 条の14)として、法令及び定款に定める手続(注)に従って行う。 (注)定款例第16 条第2項参照。また、理事会の決議については、6「理事会」の(1)の2参照。		A
5 監事						
	1 法に規定された員、 数が定款に定められ、 で款に定とがる。 数を満たす選任がされているか。	3項、第45 条の7第2項 による第1項 の準用	か。 〇 定員で定めた員 数の3分の1を超え る者が欠けたときは 遅滞なく補充してい るか。 〇 欠員が生じてい ないか。	数を定款に定めるところ、指導監査を行うに当たっては、定款に定める員数が実際に選任されているかについて確認する。 〇 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない(法第45 条の7)。指導監査を行うに当たっては、当該指導監査の時点で定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けていないか、欠けている場合には遅滞なく補充のための手続が進められているかについて確認する。なお、「遅滞なく」手続が進められているかどうかについては、当該法人において、監事候補者の選定、評議員への監事の選任の議案提出、評議員会の開催等の監事選任に係る手続に関する具体的な検討や選任手続が実際に進められているかを確認する。 〇 監事に定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているかを確認する。	わらず、法人において補充の ための手続が進められておら ず、かつ、具体的な検討も行わ れていない場合 ・欠員がある場合に、法人に おいて補充のための手続が進 められておらず、かつ、その補 充のための検討が行われてい ない場合	A A
(2)選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	1項、同条第 3項により 用設はれる法 72条法第1 項、法第1 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45 項、第45	により選任されているか。 るか。 う評監事の選任 に関する議案は監事の過半数の同意 を得ているか。 〇 監事の解任は評 議員会の特別決議	○ 監事の選任は評議員会の決議(注1)により行うため(法第43 条第1項)、評議員会の決議が適切になされていることを確認する。 (注1)評議員会の決議については、3「評議員・評議員会」の(2)の2参照 ○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会」の(2)の2参照 ○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会」の同意を得なければならず(法第43 条第3項により準用される一般法人法第72 条第1項)、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。 (注2)「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。 なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えない。 ○ 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う(法第38 条)。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点(承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時)から監事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、監事の役割の重要性に鑑み、文書による確認(就任承諾書の徴収等)によって行う必要があり、当該文書は法人において、存存される必要がある。なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。 ○ 監事の解任については、評議員会の特別決議(注3)により行うため(法第45 条の9第7項第1号、第45 条の4第1項)、評議員会の特別決議が適正に行われているかを確認する。 (注3)評議員会の特別決議については、3「評議員・評議員会」の(2)の2参照	効な決議により行われていない場合・・監事の選任に関する評議員会の護案について、監事の過半数の同意を得ていない場合・・監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない場合・・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等によ	A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	いないか。	1項によります。 1項によります。 1項におります。 1項におります。 1項におります。 1項におります。 11のでは、 11の	るないごは、	1項)、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと(法第44 条第2項)、各役員と特殊の関係にある者(注2)が含まれていてはならないこと、また、複数(2人以上)の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと(法第44 条第7項)が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできない。 (注1)欠格事由(監事となることができない場合)は、評議員及び理事と同じく次のとおりである。 ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③ のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (注2)各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省や定定のる者(規則第2条の11) 当該役員と特殊の同届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該役員の使用人 iii 当該役員の使用人 iii 当該役員のを関係の配出としていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該役員のものの財産によって生計を維持している者 iv i 又はiiiの配偶者 v i ~ iiiの 三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi ii 又はiiiの配偶者 v i ~ iii の 三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi ii の 三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi ii 可以はiii の配偶者 v i ~ iii の 三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi ii の 三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi ii の 三親等以内の親族であって、これらの者と関やする社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。) (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。	・監へ監書を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	A A A
	3 法に定める者が含まれているか。	5項	ついて識見を有する 者及び財務管理に ついて識見を有する	○ 監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」(注1)及び「財務管理について識見を有する者」(注2)が含まれている必要がある(法第44条第5項)。 ○ 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で識見を有していないとの指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないように留意する必要がある。 (注1)「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載(第3の(2))は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものでもない。 (注2)「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい(審査基準第3の4の(5))。	て評議員会の決議等適正な手	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(3)職務・義務	により業務を行っているか。	18 第1項、 第45 条の28 第1項及び	行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	きる(この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37)。 〇 計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。	次の場合は文書指摘によることする。・監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合・・監事が期限までに特査者報告に、会計監査が理費の監査を通過していない場合・監事が関係書類の監査を通過していない場合	A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
				・特定監事(注3)は、次に掲げる目のうちいずれか遅い日までに、特定理事(注4)及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の34 第1項)。 ① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日 ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合) (注3)計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう(規則第2条の32 第5項)。 (注4)計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう(規則第2条の32 第4項)。 ○ 事業報告等の内容は次のとおり規定されている(規則第2条の36)。 ・監査報告等の内容は次のとおり規定されている(規則第2条の36)。 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 事業報告の内容は次のとおり規定されている(規則第2条の36)。 ③ 監事の監査の方法及びその内容 ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑤ 監査の間連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日 ・特定監事(注5)は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事(注6)に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の37 第1項)。 ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日 ② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ② 特定理事を付合定に事する論とより定めた日(合意がある場合) ② 特定理事を付合でに実事を合意により定めた日(合意がある場合) ② 特定理事をの監査報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は本業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をより(規則第2条の37 第4項)。 ○ 指導監査を行うに当たつては、監事の監査報告について、必要な事項が記載されているか、作成等の手続が法令に定めるところによりなされているかを確認する。		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		法第45条の 18第3項に より準用され る法人法等 100条から第 102条まで	義務を履行している	○ 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う(法第45 条の18 第3項により準用される一般 法人法第100 条から第102 条まで)。 ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。 ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。 ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。 ○ 上記の①及び③は監査報告の記載内容であり、特に問題がなければ改めてこれを指導監査で確認する必要はなく、指導監査を行うに当たっては、上記の②の義務の履行のため、監事が理事会に出席をしているかについて確認する。なお、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要である。	ととする(所轄庁がやむを得ない事情があると認める場合を除く。)。 ・理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる場合 ・監事の全員が欠席した理事	A
6 理事会						
(1)審議状況	1 理事会は法令及び 定款の定めに従って 開催されているか。	14 第1項、 同条第9項 により準用さ れる一般法 人法第94 条	事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 〇 招集通知の省略は、理事及び監事の	を示して、理事会の招集を請求することができ(同条第2項)、当該請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知(請求日から2週間以内の日に 理事会を開催するものである必要がある。)が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる(同条第3項)。 〇 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項)。なお、理事会の招集通知は、各監事(監事の全員)に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。	までに理事会の招集通知が発 出されていない場合	A A
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	法第45項 145項 第5項	の理事が出席したもって 要な教われているか。事項について、 「決議がで、決議がて、決議がて、 の決議がで、決議がで、決議が行われているが、 でもれているが、 でもれているが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	足数)は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。 〇 次の事項については、理事会の決議を要する。 ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解性 ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・ 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ) ・ 競業及び利益相反取引の承認 ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。) ・ その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない業務執行の決定) 〇 理事会の決議には、決議に特別の利害関係(注1)を有する理事が加わることができない(法第45条の14第5項)。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の譲棄について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け知なければならないことを定めた通知を発出した場合と、(迄1)「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務(法第45条の16第1項)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務(法第45条の16第1項)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」とは、理事の決議に対する思考を味する	又は定款に定める定足数合 養成数が不足していた場合 ・議案について特別な利害関を 法人が確認していない場合 ・議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加 わっている場合 ・理事金で評議員の選任又は 解任が行われている場合 ・欠席した理事が書面により議 決権の行使をしたこととされて いる場合 ・理事会の決議を要する事項	A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	13 第4項	○ 理事に委任できない事項が理事に 委任されていない か。 ○ 理事に委任され る範囲が明確になっ ているか。	程等や理事会の議事録により確認する。	ととする。	A
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	16 第3項	〇 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上(注2)とすることができる(法第45条の16第3項)。指導監査を行うに当たっては、理事長及び業務執行理事が 法令又は定款の定めに基づき報告をしているかを確認する。 (注1)この報告は、実際に開催された理事会(決議の省略によらない理事会)において行わなければならない。 (注2)定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超	間隔で2回以上)職務執行に関	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
[こより議事録が作成さ れ、保存されている か。	14 第6項、 第7項、 第45 条の15 第1項	ろにより議事録が作成されているか。 〇 議事録で定が記事録でに、とめる 議事録で定が記名押い の 議事録で名押い るが電磁でしている場合、必称でいる場合、必なれているがでいるがでいるがでいる場合、必ながのでいる場合、必ながのでいる場合、必ながの意思表示の意思表示の意思表示の意思表示の意思表示の意思表示の表	〇理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う要を破欄であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及が作成手続が定められている。 〇 簡単録の記載事項は、次のとおりてある(規則第2条の17 第3項)。 ① 理事会が関性された日時及び解析(組織機能所に存しない理) 2 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 1 招集権者以外の理事が招集したもの(法第48 条の14 第3項) 1 招集権者以外の理事が招集したもの(法第48 条の14 第3項) 1 招集権者以外の理事が招集したもの(法第48 条の18 第3項により場用される一般法人法第101 条第2項) 1 招集権者以外の理事が招集したもの(法第48 条の18 第3項により増用される一般法人法第101 条第2項) 1	ととする。 ・議事録に必要事項が記載されてい場合 ・議事録に満書等録署名人の署名等がない場合 ・必要な議事録が主たる事務所に体えている意思表示を理事全員の意思表示を理事を登ります。 の書面又は電磁的記録が備えていない場合	

項目	監査事項	関係法令等	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価
	血旦デス 1 借入は、適正に行	根拠 第45 条の13	〇 借入(多額の借			区分 A
の状況	われているか。		いる。 財に限る。)は、理 事会の決議を受け て行われているか。	されており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程 (注)等において明確に定めるべきものである(定款例第24 条参照)。 (注)定款例第24 条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となる。 〇 指導監査を行うに当たっては、多額の借財(専決規程等がなく、理事長等に多額ではない借入の権限が委任されていない場合は、全ての借財)が理事会の議決を受けた上で行われているかを確認する。	い場合は全ての借財)について 理事会の決議を受けた上で行 われていない場合は文書指摘	
7 会計監査人						
	1 会計監査人は定款 の定めにより設置され ているか。	2項、第37 条、令第13 条の3(参 考)法第45	人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 〇会計監査人の設置を定款に定めた 法人が、会計監査 人を設置している の。会計監査 人を設置している の。会計監査人が欠けた場合、遅滞なく	会計監査人を設置しなければならない。 〇 法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人(2「内部管理体制」参照)は会計監査人の設置が義務付けられており第37条)、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ(法第36条第2	ない場合 ・定款に会計監査人の設置を 定めている法人が会計監査人 を設置していない場合 ・会計監査人が欠けている場 合に会計監査人の選任のため の検討が進められていない場合	A A
	2 法令に定めるところ により選任されている か。	1項、同条第		〇 評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなる。会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。 なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法(昭和23 年法律第103 号)の規定により、計算書類の監査を行うことができない者 (注1)は会計監査人となることができない(法第45 条の2第3項)ことから、このような者でないかを確認する必要がある。 (注1)公認会計士法の規定により計算書類を行うことができない者には次の場合がある。 ・公認会計士法の規定により計算書類を行うことができない者には次の場合がある。 ・公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去1年以内にこれらの者であった場合(公認会計士法第24 条第1項第1号) ・ 税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合(公認会計士法第24 条第1項第3号、同施行令第7条第1項第6号)	議により選任されていない場合 ・理事会による会計監査人候 補者の選任が適切に行われて いない場合 ・理事会による会計監査人候 補者の選定に当たって、候補 者に対して、会計監査人で選 任することができない場合 ・評議員会に提出された会計 監査人の選任等及び解生並び に再任しないことに関する議定 について、監事の過半数の同半	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	3 法令に定めるところ により会計監査を行っ ているか。		ころにより会計監査	(注)会計監査人が監査を行う対象は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書であり、本事項の記載する計算書類及び附属明細書はこれらのものを指す。 ・会計監査報告の記載事項は次のとおりである(規則第2条の30)。 ① 会計監査人の監査の方法及びその内容	・会計監査人が会計監査報告 を作成していない場合 ・会計監査報告に必要な記載	A A
8 評議員、理 事、監事及び会 計監査人の報 酬				○ 評議員、役員(理事及び監事)の報酬等(注)については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、① 報酬等の額について、次の方法で定める ii 役員、定款で定める Z it 評議員会の決議により定める ② 評議員、理事、監事の報酬等の変給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する ② 評議員、理事、監事の取酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する ③ 評議員、理事、監事の取分無力を確認を必要する必要がある。 (注)「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。 なお、定款において無報酬と定めた場合を除き、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、両方を規定する必要がある。 ○ 報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法第45条の35第1項)。この報酬等の支給基準と分給額(水準)の妥当性については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないような支給の基準を定めなければならない(法第45条の35第1項)。この報酬等の支給基準とを給額(水準)の妥当性については、民間事業者の役員の報酬等及び代業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないことを具体的に検討した上で基準を作成し評議員会の承認を受けること並びに支給基準及び報酬総額を公表することにより担保する仕組みとしているものである。指導監査を行うに当たっては、法人内においてこれらの報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められる。その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされているとは、評議員や役員に報酬等を支給しないればならないことを意味するものではなく、無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。		
(1)報酬	1 評議員の報酬等の 額が法令で定めるとこ ろにより定められてい るか。	8第4項によ	の額が定款で定め	○ 評議員の報酬等の額は定款に定められる(法第45 条の8第4項により準用される一般法人法第196 条)ことから、定款の規定を確認する。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。 ○ 評議員の報酬等の額に係る定款の規定は所轄庁の認可事項であり、定款に定められていないことは想定されないため、指導監査を行うに当たっては、(2)の報酬の支給基準や(3)の報酬の支給額との関係で確認するものであるが、定款に規定されていない場合は指摘を行う。	評議員の報酬等の額が定款で 定められていない場合には文 書指摘によることとする。	F A
	2 理事の報酬等の額 が法令に定めるところ により定められている か。	16 第4項に より準用され	額が定款又は評議	○ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45 条の16 第4項により準用される一般法人法第89 条)ことから、定款に理事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。		. A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	か。	法第45条の 18第3項に より準用され る一般法人 法第105条第	定款又は評議員会の決議によって定めているか。 ○定款又は評議員会の決議によって定款又は評議員会の決議によって新聞総額のみが決定になってみが決定されているときは、その具体的な	一般法人法第105 条第1項)ことから、定款に監事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。 〇 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているとき(注)は、その具体的な配分は、監事の協議により定める(法第45 条の18 第3項により準用される一般法人法第105 条第2項)。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事の全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認する。	の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合 ・評議員会の決議によって監	A
	るか。	19 第6項に	酬等を定める場合	○ 会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる(法第45 条の19 第6項により準用される一般法人法第110 条)。指導監査を行うに当たっては、理事会等が会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ているかを確認する。なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。	得ていない場合は、文書指摘	
(2)報酬等支給基準	対する報酬等の支給 基準について、法令に	35 第1項、	評議員に対する東美に対する東京を報告といてためるの場合では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	なものとならないような支給の基準を定めなければならず(法第45条の35第1項)、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない(同条第2項)。 〇 支給基準の内容については、次の事項を定める(施行規則第2条の42)。 ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。 ② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる(注1~注4)。 (注1)評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。 (注2)退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については 評議員会が決定するという方法も許容される。	すべき事項が規定されていない場合・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない場合・支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬に等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない場合	A A A

項目	監査事項	関係法令等根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価区分
		法第59 条の 2第1項第2 号、	○ 理事、監事及び 評議員に対する報 酬等の支給の基準 を公表しているか。	○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている(法第59 条の2第1項第2号)。 ○ 公表の方法については、インターネットの利用(原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページ)により行う(規則第10 条第1項)が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす(規則第10 条第2項)。 ○ 指導監査を行うに当たっては、報酬等の支給基準がインターネットの利用による公表又は財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされているかを確認する。	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用したは、文書指摘によることとする。 なお、所轄庁が、法人がよ人がよ人へ・ジ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。	A
(3)報酬の支 給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	8第4項により り準用される 第196条の16 第4項にれる 第45条の16 第4項され人る 一般法条、第89条、第		○ 評議員の報酬等については、(1)の定款で定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。また、役員の報酬等については、(1)の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2)の報酬の支給基準に従って支給される必要がある。指導監査を行うに当たっては、評議員及び役員の報酬が、定款等で定められた額及び報酬等の支給基準に反するものとなっていないかを確認する。		A
(4)報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等 の報酬について、法令 に定めるところにより 公表しているか。	2第1項第3 号、	〇 理事、監事及び 評議員の区分ごと の報酬等の総額に ついて、現況報告書 に記載の上、公表し ているか。	○ 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額(注)を現況報告書に記載の上、公表する。 (注)理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。 ○ 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされている(規則第10条第1項)が、規則第9条第3項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす(規則第10条第2項)。 ○ 指導監査においては、理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬の総額がインターネットの利用による公表又は財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされているかを確認する。	ぞれの報酬等がインターネット の利用により公表されておら	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
Ⅱ 事業		12.20				
1 事業一般	1 定款に従って事業を実施しているか。	法第31 条第 1項	る事業が実施されて いるか。 〇 定款に定めてい	○ 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項(注1)であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される(法第59条の2第1項第1号)。 (注1)定款の必要的記載事項(法第31条第1項)のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。 社会福祉事業の種類(第3号)(注2)、公益事業の種類(第11号)(注3)、収益事業の種類(第12号)(注4) (注2)社会福祉事業の種類に係る定款の定めについては、法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業又は同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業の方いずれの事業に該当するか(いずれの号に該当するかについても含む。)が明らかなものにしなければならない(定款例第1条参照)。なお、法第2条第2項各号又は第3項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める(例:法第2条第2項第2号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害月入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設と経営する事業が規定されているが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定める。)。また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めに個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めに個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。 (注3)公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする。なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない(定款例第35条の備考の注3)。 (注4)収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする(定款例第35条の備考二)。 ○ 指導監査を行うに当たっては、法人が定款に定める事業を実施しているか、定款に定めていない事業を実施していないかについて確認する。	・定款に記載している事業を実施していない場合(休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く) ・定款に記載していない事業	A
	2「地域における公益的な取組」を実施しているか。		び公益事業を行うに若いる当たり、日本のでは、日本	又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないといった責務を明確化している(「地域における公益的な取組」を実施する責務。法第24条第2項)。 〇「地域における公益的な取組」(以下「地域公益取組」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。 ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指す。 したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業(法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。)を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当する。	二資産等の状況的場合には 一方であることが目標している場合には 一方であることが目標的でした。 一方では、当該取組であることが目標的でした。 一方では、当該取価されるできた。 一方では、当該取価されるできた。 一方では、当該取価されるできた。 一方では、明らいでは、 一方では、明らいでは、 一方では、明らいでは、 一方では、明らいでは、 一方では、明らいでは、 一方でし、 一方では、 一方でし、 一方では、 一方でし、 一方である。 一方でする。 一方でする。 一方でする。	

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
2 社会福祉事 業						
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	第26 条第1 項、審査基 準第1の1の (1)	のうち主たる地位を 占めるものである か。 〇 社会福祉事業で 得た収入を、法令・ 通知上認められてい	の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則、事業活動内訳表(会計省令第7条の	ととする。 ・社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である場合(法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」ものと所轄庁が認める場合を除く。)・社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている場	

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
う	可しているか。	審査基準第	行うために必要な資 産が確保されている	○法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることが、積固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために直接 必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から資与若しくは使用許可を受けている(注1)ことを要する (確者基準第20の1の(1)前別と、もつとも、特定の事業(注2)については、一定金銭以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国フは地方 公共団体以外の者から資与を受けることが認められている。 (注2)特定の事業にほる各特例 1 地域活動支援センターを経歴する場合 法人が1000万円以上に相当する資産(現金、預金、健実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不助産について国差しくは地方公共団体 から資与者しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体 いちら資きをしていると認要する場合 法人が1000万円以上に相当する資産(現金、預金、健実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不助産について国差しくは地方公共団体 から資与者しくは使用許可、又は国若しく地地方の支援を受けていても差し支えない(審査基準第20の102)のイ、阿書者の日常生活及び社会 生活を総合制に支援するための法律に基づく地地活動支援セシターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(可能24年9月30日付け社提集の330第5号庫生労働省社会・援援局長週知)。 2 国又は地方人状日は外外の者から可食を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護を人ホームと設置する場合 法人が1000万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護を人ホーム以外の特別養護を人ホームを設置する場合 法人が1000万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護を人ホームの用に供する不動産の安全でについて、国立が地方公共団体以外の者から不動産の安身を受けていても差し支えない(審査基準第201の(2)のク、国立スは地方公共団体以外の者から不動産の安身を受けて限設法人がサテライト型居住施設である地域需要な場合に表しまして独立者が利の支援を表しました。では、当該特別養養を有していて、国立が地方公共団体以外の者から不動産の受力を受けていて、国立が地方公共の情から対策を表していて、国立がはからなも地域を発置するとのアの特別表議を人ホームと設置する場合ので、年間1月30日以前に設立された法人の場合には、100万円)以上に相当する資産(現金、預金、預金を除く、)は、社会経出法を経営することの変では表しいに、から教団ではまたがで、対策を表しない、技人(社会福祉協院の用に使する予めを対域のよりを対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	めに必要な資産が確保されていない場合には文書指摘によることとする。	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
公益事業		12.22				
		法第26条第1項	があり、また、公益	○ 法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる(法第20 条第1項)、公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的とないうる事業というと解される。また、法人が行うものであるじ上、社会福祉と開達がない事業は該当しないものと解すべきである。そのため、公益事業に人民を指して、社会福祉と開達がない事業は該当しないものと解すべきである。そのため、公益事業に人民を指しまる。そのため、公益事業の対象のとは、1分公益事業の例であるのに書な差単第1の20(2)、書登要領第1の2)、これらに限られるものではないこと「程度する必要がある。 ・必要なる目に対し、相談、特別供い助を、行政とは無いと保証、契かと基事業の内であるのに書な差単等10つ適場類整合行う等の事業 ・必要なる目に対し、相談、特別供い助を、行政とは無いと保証を表からしました。 ・必要なる目に対し、相談、特別供いかを、行政とは無いと保証を表かして、大事を生して、当場が課金を行う等の事業 ・必要なる目に対し、相談、特別は、日本のでは、日本のではないこととなどない。となどは、日本のではないました。 ・必要なる目に対し、相談、対しなとないました。 ・のをとなるというには、自然を必要ないました。 ・日本に主意を含むのに支援時がある状態の存就は、は悪化の防止に関する事業 ・日本に主意を含むのに支援時がある状態の存就は、は悪化の防止に関する事業 ・子育で支援に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・オーライアの育成に関する事業・・技会組組に関する。 ・技会組組に関する自然を受け、といわから本事業は使用する事業(社会信祉士・介護福祉士・保証・特殊保証は対策する情を持つまます。 ・ 本会会とはおりまる事業・・技術を表がまませまませままままままままままままままままままままままままままままままま	ととする。 ・事業に社会福祉との関連性 又は公益性がない場合・ 小益事業の規模が社会福祉 事業の規模を超えている場合 (所轄庁が認める場合を除く) ・事業に欠損金がある場合 に、当該事業の経営の改善の ための検討等を行っていない 場合	AAAA

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価区分
項目 4 収益事業	監査事項 1 法に基づき適正に実施されているか。		○ 社会福祉事業又 は政令で定める公 益事業の経営に収	観点(着眼点) ○ 法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13 条各号に掲げる公益事業(以下「特定公益事業」という。注1)の経営にたてることを目的とする収益事業を行うことができる(法第26 条第1項)。なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるへきである(定款例第33 条の備考二の「収益の処分」の条参照)。 (注1)特定公益事業(令第13 条) (法第2条第4項第4号「掲げる事業(事業)規模要件を満たさいために社会福祉事業に含まれない事業) ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業 又は介護予防支援事業(社会福祉事業であるものを除る。) ③ 介護老人保健施設とは介護を稼ぎを経営する事業 ④ 社会福祉主法に規定する指律保健福祉士養成施設を経営する事業 ⑥ 児童福祉法に規定する指定保育工業成施設を経営する事業 ⑥ 児童福祉法に規定する指定保育工業成施設を経営する事業 ⑥ 別金福祉主義と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの(平成14 年厚生労働省告示第283 号) ○ 収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない(法第26 条第2項)。この「特別の会計として経理しなければならない(法第26 条第2項)。この「特別の会計として経理しなければならない(法第26 条第2項)。この「特別の会計として経理する(会計金等の第2条第を設定し、社会福祉事業及び公益事業との人工会計処理をする(会計金等の第2条第2項第1号)ことをいう(注2)。(注2)会計処理については、面の31会計管理」において確認する、ととは、公益事業に入った第2年第2年第1年第2年第2年第2年第2日第2日によ、収益事業の保証により出特定公益事業との人工会計と会福祉事業の経営により社会福祉事業の経営にといれる福祉事業の経営に支障を来ず場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益率業の停止を命ずることができる(法第57 条第2号、第3号)。 ○ 指導監査を行うに当たっては、収益事業の収益が主要なが基準では変して、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる(法第57 条第2号、第3号)。 ○ 指導監査を行うに当たっては、収益事業の経営に支障があるため、法に基づ収益事業の停止を命ずる場合にも、収益事業の経営に支障があるため、法に基づ収益事業の停止を命ずる場合にして、収益を社会福祉事業等に充てることとながまるとが行為人、セルコは場合には、収益事業の経営の対策のは新りな検討や見体的な指置が行われているかに登ままれない場合には、収益事業の経営に支障があるため、法に基づ収率素の停止を命ずる場合にした。と述がある場合において会議を持定に対していると述する。なお、社会福祉事業の経営のと述が表述を総合的に勘案して、収益事業の経営に支障があるため、法に基づ収率素の停止を総合に対していると述が表述を終めませれる。	次の場合は文書指摘によることとする。 ・収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている場合(当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。)・収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない場合	区分 A
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	1 <i>0</i> 3 <i>0</i> (2),(4), (5),	福祉事業の規模を超えていないか。 〇法人の社会的の信用を傷もの又は投機的なものでないからのでないからの当該事業を当まより出ままります。 〇当により出事業の円滑な遂行を強行する。	(注1)次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない(審査要領第1の3の(2))。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業	次の場合は文書指摘によることとする。 ・収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合 (所轄庁が特別な事情があると 認める場合を除く) ・収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである場合 ・収益事業を行うことにより法 人の社会福祉事業の円滑な遂である場合	A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
Ⅲ 管理						
1 人事管理						
	1 法令に従い、職員 の任免等人事管理を 行っているか。	13 第4項第 5号	解任は、理事会の 決議を経て行われ ているか。 〇 職員の任免は適	○ 職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要がある(法第45条の13第4項第3号)。この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである(Iの6「理事会」の3参照)。また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきである。 ○ 指導監査を行うに当たっては、「重要な役割を担う職員」の範囲が定款等に明確に定められ、その選任及び解任は理事会の決議を経た上で行われているか、職員の任免が法人の規程等に基づき適切に行われているかを確認する。なお、当該指導監査における確認については、「重要な役割を担う職員」に関して必ず行い、その他の職員に関しては必要に応じて行うものとする。	・「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免 について、理事会の決議を経	A
2 資産管理				○ 法人の資産は、基本財産、その他財産(注)、公益事業用財産及び収益事業用財産に区分することとしている(審査基準第2の2)。 (注)「その他財産」は、平成28 年11 月11 日付け改正前の審査基準において定められていた「運用財産」の名称が、その内容にそぐわないことから、名称の変更を行ったものである。 ○ 基本財産は、法人の存立の基礎となるものであり、社会福祉事業を行うための施設の用に供する不動産や、不動産を保有しない法人における事業継続のための財政基礎として保有する資産が該当し、これを定款に基本財産として定めた上で、厳格な管理を行う必要がある。 ○ 法人が公益事業又は収益事業を行う場合は、原則として、事業の用に供する資産を、それぞれ公益事業用財産又は収益事業用財産として他の財産と明確に区分して管理する必要がある。 ○ その他財産とは、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産をいう。		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(1)基本財産	1 基本財産の管理であるが。		社会は事業産としている動産がより、 全大は、主ないるが産がない。 動産がない。 のでなされているがですが、 のですが、 のでは、	(注1)事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められている場合は次のとおり。 ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知) ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)」 ・「国又は地方公共断以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(通知)」(平成12年9月8日付け障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知) ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(通知)」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知) ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局長連名通知) ・「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産について」(平成16年12月13日社援発第1213003号社会・援護局長通知)	業の用に供産という。 ・国本財産として ・基本財産という。 ・基本財産という。 ・基本財産にいるい場合。 ・基本財産にいるの場合。 ・基本財産にいるの場合。 ・基本財産にいるののでは、場合のであるでは、は、ののでは、ののであるでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	A A A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(2)基本財産 以外の財産		審査基準第 2の2の (2)、第2の 3の(2)	資産(その他財産、 公益事業用財産)の 管理選用に確実な方 法で行われている のその他財産の ち社会要件を もないである いるを で行われている のその他財産の ち社会要件となっている ものか、そのの 正にされ、その でのの でものか、その でのの での、そのの での、そのの でものが、その での、そのの でものが、そのの でものが、そのの でものが、そのの でものが、そのの でものが、そのの	○ 法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められるが、基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたっても、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい(審査基準第2の3の(2))。「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではないが、理事長等の管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない)を整備すべきものである。なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められるが、一定の制約がある(注)。 (注)株式等の助扱いについては、皿の2の(3)「株式保有」を参照。 ○ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはならない(審査基準第2の2の(2)のイ)。また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。)の整備を図るべきである。 ○ 指導監査を行うに当たっては、基本財産以外の財産の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか、すなわち、元本が確実に回収できるもの以外の方法での管理運用を行う場合には、管理運用体制が整備されているか、その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となるものの管理運用体制が整備されているかを確認する。また、法人の基本財産以外の財産が大きく毀損していないか、社会福祉事業の存続要件となる財産が欠けていないかを確認する。	・法人の基本財産以外の財産が大き、毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない場合・社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない	A B
(3) 株式保有	1 株式の保有は適切になされているか。		令上認められるものであるか。 ○ 株式保有等を 行っている場合に全 株式の20%以場合に 保有している場合に 限る。書類の である。	○ 株式の保有は、原則として、次に掲げる(ひ~②の場合に限られるが(注)、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはならない(審査基準第2の3の(2)、審査要領第2の(8)、(10)、① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、教法で管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。② 基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。) ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること、(注) 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費の運用及び指導について」(平成16 年3月12 日付け雇児免第の312001 号、社提発第の312001 号、そ発第の312001 号、全性労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・提議局長及び全健局長連る通知)・「子ども・子育で支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児免9903第6号内閣府子ども・子育で本援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児免9903第6号内内閣府子ども・子育で支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託のの過程を通知のよりに対する機能として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な連営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行う、この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の各様式の名の書類を提出した。場合であって、特定の営利企業と合わせて、当該営利企業の概要として、事業所の所在地 ③ 資本金等 ④ 集内容 1 全様 1 全	次の場合は文書指摘によることとする。・保有が認められない株式を保有している場合・所轄庁に必要書類を提出していない場合	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(4) 不動産の借用	1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。		用に取り かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい 地方 いっぱい 地方 いっぱい 地方 いっぱい 地方 いっぱい 地方 いっぱい 地用 いっぱい 地用 いっぱい 地用 いっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。 ① 既設法人が通所施設を設置する場合 ・既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス(療養 ・護、生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する 不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2の1の(2)の工及びキ、「国又は地方公共団体以外の者	ととする。 ・社会福祉事業の用に供する 不動産を国又は地方公共団体 から借用している場合に、国又 は地方公共団体の使用許可等 を受けていない場合 ・社会福祉事業の用に供する 不動産を国又は地方公共団体 以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要 な期間の利用権の設定及び登	A
3 会計管理				○ 3「会計管理」に関する事項の確認については、会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む。)及び専門家の支援を受けている法人は、監査や支援の趣旨は所轄庁の監査と異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、実施要綱の4「指導監査事項の省略等」の(1)及び(2)に該当する場合は省略できる。		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(1)会計の原則				 【「3」会計処理」に関する新聞点及び取扱いと関する未通事項」について〉の法人は、会計極等、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない(会計省令第1条等1項)。また、会計基準において、基準が示まれていない場合には、一般に公立で当と思わられる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない(会計省令第1条等1項)。また、会計と準には、ため行うでの事業に関する会計と適用される「例条第3項」。これ、会計機等、計算関係書類及び財産目録に関する指導整金を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計機等、計算関係書類及び財産目録に関する指導整金を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計機等、計算関係書類及び財産目録に関する指導整金を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計機等、計算関係書類及び財産目録が解する。これによりであたらいこれで記念できたうか、信息が合き、事態のでは、法人が会計を実に従って、会計処理を行うとができたらかでは、当人が会計基準に従って、会計機等、計算関係書類を財政財産目録が作成されているかについて記慮することとする。なお、所轄庁においても、会計関係の指導整金を遭切に行うため、必要に応して、公認会計士等の専門家や財務会計に関する知り、法人の計算書類等の方ェックを依頼する等でしたができるようないまける。事法人の計算書類等の方ェックを依頼する等でしたができるものであること、法人の計算書類の書かまり、実践の関係と関することにより行うことができるものであること。 は扱うの計算と図る「例えば、適性目を正規を行って内容に関するもの、法人連びに対する事の活出に対する。 はいまの事態を関係を関係を関係を関係を関係を関係を持定しているがといまが、主義とは、とは、当立を関係の関係と対しているがについて、有会計年度を提供して適用し、みだりに変更することはできない(会計省令方と変更とは、会計基準を行っている場合は、正当を理由によるを更から、計算書類に適切に注記しているかについてそれぞれ経診すること。 はお理しに対する表別とは、お当事類の表示方法について、有会計年度を提供しているかについてそれぞれ経診すること。なお、正当な理由による変更か、計算書類に適切に注記しているがについてもれて経診すること。なお、正当な理由による変更が、計算書類に適切に注記しているがについてもなる要と関とは、技力を関係を表別と関係を対しているがについて、行われる変更とな、会計基準等の定とに行きまが、必要素の存と、対しているで表の更には、法人に当該会計処理に関する説的責任を持定できると対しているがについて、会社を指しまりまりをいましているがについて、会計を実性の原則に対しまり会計を関係を対しましているがと関するといれていると関係を対しましているがと関する関助策を切れない。と対し、とは、会計を会しにいては、とが、とは、会計を要性の原則に対しない。と対し、と述を対しましていて、と対しましている。と対し、と対しましていて、と対しましていて、と対しましていている場合には、法人に当該会計を関する。とが、と対しましていいて、は、会計を実に関いる事がと関係を対しましている。と対しましていている場合は、対しましていている。と対しましていると対しましていると対しましているものには、法人に当該会計を関すると対しましていているものに対しましている。と対しましていると対しましているものには、対しましている。と対しましていると対しましていると対しましていると対しましていると対しましていている場合は、対しましていると対しましていると対しましていていると対しましていると対しましているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	場合や会計基準に即さない会計処理(会計処理(会計処理(会計処理の誤りを含む)により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに頭指摘により改善をに応じて適正は、必要に応じて適正な必理を行うためで調査により改善を求めた事項について改善が見られない文書指摘を行うことができることとする。	A
(2)規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	留意事項1 の(4)		○ 法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。 ○ 経理規程においては、法令等及び定款に定めるもの(注1)の他、法人が会計処理を行うために必要な事項(予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等)について定めるものであり、法人における会計画の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款(注2)において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。 (注1)経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、入札通知等がある。 (注1)経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、入札通知等がある。 (注2)定款例第34条では、法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理するとしている。 ○ 指導監査を行うに当たっては、経理規程が定款に定める手続により定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされているかを確認する。ただし、経理規程に従って、事務処理がなされているかについては、本ガイドラインの各事項に定めるもののほか、必要に応じて確認するものであること。なお、必要に応じて確認する場合としては、高額な契約を締結している場合等に、経理規程やその細則等法人の規程に定める要件や手続等に従っているかを確認することなどが考えられる。	・経理規程の内容が法令又は 通知に反する場合 ・経理規程が定款に定める手 続により決定されていない場合 ・経理規程及びその細則等に 定めるところにより事務処理が	A A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	2 予算の執行及び資	留意事項1	〇 予算の執行及び	○ 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保する	次の場合は文書指摘によるこ	
	金等の管理に関する	の(1)、(2)	資金等の管理に関	とともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。	ととする。	
	体制が整備されてい		して、会計責任者の	〇 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出	・経理規程等により、会計責任	Α
	るか。		設置等の管理運営	納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。	者の設置等の管理運用体制に	
			体制が整備されてい	○ 指導監査を行うに当たっては、経理規程等により予算の執行や資金等の管理に関する体制が整備されているか、管理運用に関する経理規程等に定める手続が行	ついて定められていない場合	
			るか。	われているかを確認する。	・経理規程等により業務分担が	Α
			〇 会計責任者と出		明確に決められていおらず、内	
			納職員との兼務を避		部牽制に配意した体制となって	
			けるなど、内部牽制		いない場合	
			に配意した体制とさ		管理運用体制に関する経理	Α
			れているか。		規程等に定める手続がなされ	
					ていない場合	

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(3) 会計処理	1 事業区分等は適正 に区分されているか。	10 条第1 項、運用上	○ 事業区分は適正 に区分されている か。 ○ 拠点区分は適正 に区分されている か。	○公益事業(社会福祉事業と一体的に行われるものであって、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることを認められているものを除く。)又は収益事業を行う法人は計算書類の作成に関して、社会福祉事業に関する事業区分、公益事業又は収益事業に関する事業区分を設けなければならない(法第26条第2項、会計省令第10条第1項)。 ○法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類の作成することとされている(同上)。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。 ○各拠点区分を設定するものとする。 ○各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業、収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業、公益事業又は収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。 ○指導監査を行うに当たっては、法人が実施する事業に対応して、事業区分及び拠点区分が適正に区分されているか、各拠点区分が属するべき事業区分に属しているかを確認する。	・設けるべき事業区分が設けられていない場合	A A
		10 条第2	〇 拠点区分について、サービス区分が 設けられているか。	○ 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容にはにて気分するために、サービス区分に診りがある。 ○ 前指原宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他が護保険事業の運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)における会計の区分 ② 財産者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成16年厚生労権者令第17号)における会計の区分 ② 財産とも・子育で支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育で支援施設等の運営に関する基準(平成26年内間府令第39号)における会計の区分 ② 子ども・子育で支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育で支援施設等の運営に関する基準(平成26年内間府令第39号)における会計の区分 ② 子ども・子育で支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計と区分の設定は、次の方法により行う。 ① 原則的な方法 が理保険財任之、牌書福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが変られている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。 ② 筋硬的な方法 が理保険関係事業以保存関係事業については、上記の原則にかかわらず、次の取扱いとすることができる。 1 小理察験関係 スの介護サービスととの収入級のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。 ・指定訪問よりまり書の書間入場では、対しておいます。 ・指定連携を第2月の音音を対しまりまります。 ・指定連携を第2月の音音を表す。 ・指定連携を第2月の音音を表す。 ・指定連携を対しまりまります。 ・指定連携を対しまりまります。 ・指定連携を対しまりまります。 ・指定連携を対しまりまります。 ・指定連携を対しまが見上指定が選予防短期を対した型共同生活が選 ・指定が関へ対を型場所の選と等でが最近に対した事では、原理を関係により、経りでは、対して保育所等は表別の対しを要求が限した。 ・指定認知らかに関と指定が選を対して対して発生を対して発生をが開発した。 ・指定認知を対しる選手が確定自身に与して、経りが認知を対した要求を対して提供を表して、では、当時を対して要求を解するとして、経りに対しては、対して保育所等で実施される地域子とも・子育で支援事業については、当成法と注意では、原理を対しては、と、経済に対して保育所等で実施される地域子とも・子育で支援事業については、は、日本の対したいでは、と、対したいでは、対したい	けられていない場合は文書指 摘によることとする。	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
	2 会計処理の基本的 取扱いに沿った会計 処理を行っているか。	会計省令第 11条、第14 条第2項、第	める会計処理の基本的取扱いに沿った 会計処理を行ってい		会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている場合は文書指摘によることとする。	A
	3 計算書類が法令に 基づき適正に作成さ れているか。		○ 作成すべき計算 書類が作成されているか。	○ 会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならず、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。 ○ 計算書類の作成は次のとおり行う。 ・記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示する。 ・計算書類の検式は、会計省令に定めるところ(第1号第1検式から第3号第4検式まで)による。 ・各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能であり、各号第3様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能である。 ・各号第4様式については、各拠点区分に作成しなければならない。 ・計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている。なお、「○○収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。また、該当する取引が制度上認められない事業種別では当該勘定科目を使用することができない。	作成すべき計算書類が作成されていない場合は文書指摘によることとする。	A
	資金収支計算書	会計省令第 13条、運用 の取扱い5、 留意事項2 の(1)	〇 計算書類に整合 性がとれているか。	○ 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準(注)により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)は一致しているか確認する。資金収支計算書の前期末支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致しているか確認する。 (注)「一年以内○○」と表示しない勘定科目もあるため留意する(例:長期前払費用から前払費用、投資有価証券から有価証券) ○ 資金収支計算書の前期末支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致しているか確認する。 ○「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額(補正がない場合は当初の予算額)と一致しているか確認する。		
		1号第1様式	○ 資金収支計算書 の様式が会計基準 に則しているか。	資金収支計算書 イ法人単位資金収支計算書 口資金収支内訳表 ハ事業区分資金収支内訳表 ニ拠点区分資金収支計算書 ・・・ 小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、 小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、 小区分の下に適当な科目を設けることが可。	資金収支計算書の様式が会計 基準に即して作成されていない 場合は文書指摘によることとす る。	A
				予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分に資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する(留意事項2の(1)、(2))。	資金収支予算書が定款等に定 める手続により作成されていない場合は、文書指摘とする。	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		留意事項2の(2)	たって、変更を加えるときは、定款等に		ととする。 ・予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていない場合 ・補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われ	A
	事業活動計算書	会計省令第 1条第2号	〇 計算書類に整合性がとれているか。	○ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか、また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「(うち当期活動増減差額)」が一致しているか確認する。		
		2号第1様式	○ 事業活動計算書 の様式が会計基準 に則しているか。	事業活動計算書 イ法人単位事業活動計算書 ロ事業活動内訳表 ハ事業区分事業活動内訳表 ニ 拠点区分事業活動計算書 ・	事業活動計算書の様式が会計 基準に即して作成されていない 場合は文書指摘によることとす る。	`
		1条第2項、	〇 収益及び費用は 適切な会計期間に 計上されているか。	して費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上されているか確認する(発生主義)。	収益及び費用が適切な会計期間に計上されておらず、それが 広範囲かつ金額的に重要であると確認された場合には文書 指摘によることとする。	1
		留意事項9 (2)		 ○ 経常経費に対する寄付物品は、取得時の時価により、経常経費寄付金収入及び経常経費寄付金収益に計上されているか確認する。 ○ 土地などの支払資金の増減に影響しない寄付物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか確認する。 ○ 共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組み入れられているか確認する。 ○ 寄附金申込書、寄附金領収書(控)、寄附金台帳の記録は全て対応しているか確認する。(寄附者が匿名の場合等、寄附金申込書、寄附金領収書(控)が確認できない場合は寄附金台帳にて金額、使途等が記録されているか確認を行う。) 		
	貸借貸借表	会計省令第 33条	〇 計算書類に整合 性がとれているか。	○ 貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか確認する。		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
			式が会計基準に則	○ 貸借対照表及び財産目録は、法人の資産及び負債について、勘定科目ごとにその価額を表示するものであり、会計基準においては、法人の資産及び負債の評価の方法を想定している。 ○ なお、法人の資産の評価については、法人が結果についての責任を有するものであり、所轄庁は、原則として、法人の個々の資産の評価について、時価や市場価格等を調査し、その調査結果と計算関係書類や財産目録との照合による確認を行うものではなく、法人がこれらの評価を適正に行っているかを法人が保存する証憑等により確認するものである。貸借対照表 付益が照表 イ法人単位貸借対照表 口貸借対照表内訳表 ハ事業区分貸借対照表内訳表 ニ 拠点区分貸借対照表	貸借対照表の様式が会計基準 に即して作成されていない場合 は文書指摘によることとする。	
			〇 資産は実在して いるか。	○計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していることが重要である。確認方法には実際に現物や証明書を閲覧して確認する方法、法人の手続の結果を閲覧する方法の大きく2つのアプローチがある。法人の手続の結果を閲覧する方法については、経理規程やその他規程による手続に基づき、適切に実施されていることを確認する。 ○ 指導監査を行うにあたっては、事業活動計算書のチェックポイントの「収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。」で実施した手続の他に、次の手続を任意の抽出対象に対して実施する。 ・ 現金について、残高を記録した補助簿等が適切な者によって作成され、承認されていることを確認する。 ・ 預金について、預金通帳又は証書の原本、金融機関発行の残高証明書の原本を入手し、財産目録等の預金残高の一覧と突き合わせる。 ・ 金融商品について、金融機関発行の残高証明書の原本と法人が管理に用いる書類(明細書等)を突き合わせる。 ・ ・ 棚卸資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が反映されていることを確認する。 ・ 有形固定資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が反映されていることを確認する。 ・ 貸付金について、契約書を閲覧し、未返済額と貸借対照表の計上額が整合していることを確認する。		A
		4条第1項、 運用上の取	○ 資産を取得した 場合、原則として取 得価額を付している か。	 ○ 会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。 ・原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。 ・通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。 ・交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。 ○ 指導監査を行うに当たっては、資産を取得したときの評価が適正に行われているかを確認する。 		
		4条第2項、 運用上の取	び無形固定資産に	○ 減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輌運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として資産ごとに行う。なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。 ○ 減価償却計算については、有形固定資産については、定額法又は定率法のいずれかの方法により、ソフトウエア等の無形固定資産については、定額法により償却計算を行う。 ○ 減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期に応じて、残存価額を次のとおり計上する。 ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の10%を残存価額とする。ただし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了していることを示す備忘価額(1円)まで償却を行うことが可能である。 ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。 ・無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額はゼロとする。 ○ 各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により、適用する償却率等は留意事項別添2は減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表による。 ○ 減価償却資度の償却率、改定償却率及び保証率表による。 ○ 減価償却資度の償却率、改定償却率及び保証率表による。 ○ 減価償却資度の償却率、改定償却率及び保証で表)により、適用する償却を等は留意事項別添2は減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証で表)により、適用する償却を存むに対し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行う。	らない有形固定資産及び無形 固定資産について、減価償却	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		会計省令第 4条第3項、 運用上の取 扱い17、2 意事項22	価評価を適正に行っ	○ 法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す(時価評価を行う)必要がある。 ○ 時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。ただし、「使用価値」(注)を算定することができる有形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。 (注)「使用価値」により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られ、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。 ○ 法人の資産については、不動産や現預金の他、安全・確実な方法により管理運用を行うことを原則とするものであるから、寄附を受けた株式等を除き、上記の時価評価を行わなければならない場合は少ないと考えられる。そのため、指導監査においては、法人が上記の時価評価を行うべき資料を把握しているか、把握している場合には当該資産について時価評価を行っているかを法人が保有する使用により確認する。ただし、法人にその時価の変動が法人運営に重大な影響を与えるおそれがある資産を有すると認める場合はこの限りではない。	握されているにもかかわらず、 時価評価が行われていない場 合は文書指摘によることとす る。	A
		4条第5項、	〇 有価証券の価額 について適正に評 価しているか。	○ 有価証券の評価については、満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付する。一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照価額とする。 ○ 指導監査を行うに当たっては、これらの有価証券の評価の方法が会計基準に則り行われているかを確認するが、原則として、法人が保有する個々の有価証券の時価を調査を行うことは要しない。ただし、当該有価証券の時価の変動が法人運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合はこの限りではない。		
		会計省令第 4条第6項	○ 棚卸資産につい て適正に評価してい るか。	○ 棚卸資産(貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等)は、数量と単価により評価される。 ○ 数量については、継続的に記録される場合であっても帳簿の数量と実際の数量に誤差が生じる可能性があるため、経理規程で会計年度ごとに実地棚卸を行うことが規定されている。 ○ 単価については、会計年度末における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付しているかを確認する。この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。		
		会計省令第 5条第1項	○ 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	○ 負債は網羅的に計上されているか。 ○ 負債のうち、債務は原則として債務額で計上されているか。資金繰りが悪化し、借入金の利息を支払っていない場合も当該利息を債務に計上する必要がある。 ○ 指導監査を行うに当たっては、「収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。」で実施した手続の他に、次の手続を実施する。 ・理事会議事録を閲覧し、理事会で決議した借入金が計上されていることを確認する。 ・前年度末と比較し、当年度末の残高が著しく少額の場合にはその理由を確認する。 ・ 借入金残高と借入利率を用いて支払利息の金額を推定し、実際の計上額と比較して異常な乖離がないことを確認する。又は借入金残高と支払利息の合計額により借入金利率を推定し、借入利率と比較する。		
		5条第2項、 運用上の取 扱い18 の	○ 引当金は適正か つ網羅的に計上されているか。(徴収 不能引当金、賞与 引当金、退職給付 引当金以外)	○ 引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものであり、会計基準においては、徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金の取扱いについて個別に定めている(注)。 (注)平成28 年11 月11 日付けの改正前の運用上の取扱いにおいては、引当金は当分の間、上記の3種類の引当金に限る旨を定めていたが、当該改正により削除され、3種類の引当金以外についても、要件を満たすものは計上することができるようになった。 ○ 引当金は、当該引当金の残高を貨借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載するものであり、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは適定負債に計上する。 ○ 引当金については、全ての要件に該当する場合には計上が必要である。 ○ 特に、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務執行に対する後払いの報酬と考えられており、役員報酬と同様の手続を経る必要がある。支給額が役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準)により合理的に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上する。 ○ 全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められない。 ○ 指導監査を行うに当たっては、①計上されている引当金は全ての要件に該当する場合に必要な引当金が計上されているかを確認する。		
		4条第4項、 運用上の取	収不能引当金を適 正に計上している か。	○ 徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権(事業未収金、未収金、受取手形、貸付金等)を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法(以下「個別法」という。)によるとともに、これらの債権について、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する方法(以下「括法」という。)によるものであり、徴収不能引当金は、貸借対照表において金銭債権から控除する形で表示する。なお、一括法については、過去の貸倒実績率による徴収不能額の見積もりについては、客観的根拠に基づき算定されるべきであり、過去に貸倒の実績(日常的取引に係る債権・福祉サービス等の利用者負担額に係る債権等であって、少額であるため貸倒れによる法人の財務状況への影響が軽微な債権に係るものを除く。)を有する法人は、経理規程等で見積もりの方法を定めておくことが望ましい。この場合は経理規程等に基づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められる。 ○ 指導監査を行うに当たっては、滞留債権の把握が適切に行われているか、また、徴収不能引当金が会計基準に則り計上されているかを確認する。		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
			正に計上しているか。	○ 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。 ○ 指導監査を行うに当たっては、職員に対し賞与を支給することとされている場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上しているかを確認する。 ○ 重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が計上されていない場合、重要性が乏しいと判断する理由を確認する。		
			を適正に計上してい る	○ 退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上する。ただし、退職給付の対象となる職員数が300 人未満の法人のほか、職員数が300 人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人や原則的な方法により算定し場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。 ○ ただし、法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に応じて・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うことはないため、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理すること・都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職金要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額)を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができることとされている。○ 指導監査を行うに当たっては、法人の退職金の制度に応じて必要な費用処理や退職給付引当金が計上されているかを確認する。		
			〇 純資産は適正に 計上されているか。	○ 貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。		
			適正に計上されてい	産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額) ③ 第3号基本金 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額(具体的には、審査要領第2の(3)に定める、当該法人の年間事業費の 12 分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額) 〇 基本金への組入れは同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。	次の場合は文書指摘によることとする。 ・第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない場合 ・基本金として、第1号基本金、第2号基本金及び第3号基本金以外のものが計上されている場合	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		6条第2項、 運用上の取	別積立金について 適正 に計上されている	○ 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(以下「国庫補助金等」という。(注))の額を計上するものであり、具体的には、次のものを計上する。 ① 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等 ② 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業に対する補助金等に相当するもの (注)国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働省事務次官通知)に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、次のものも国庫補助金等に含まれる。 ・自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等 ・施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金・設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものも発表をの当たっては、①国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上しているか、②国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額を国庫補助金等特別積立金の積全なった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取削し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しているか、③国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取削し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しているかを確認する。 ○ 地方公共団体等から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額は、寄附金とせずに、国庫補助金等に含めて取り扱うことに留意する。	とする。	A
		6条第3項、	〇 その他の積立金 について適正に計 上されているか。		・当期末繰越活動増減差額に その他積立金取崩額を加算し た額を超えて積立をしている場 合	A A A
(4)会計帳簿	1 会計帳簿は適正に 整備されているか。	24、会計省 令第2条第2 号、第3条、 第7条の2、 留意事項2 の(3)、27	○ 計算書類に係る 各勘定科目の金額	○ 法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。また、会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない(法第45 条の24)。 ○ 固定資産の管理については、固定資産管理台帳を作成し、基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)に関する個々の資産の管理を行わなければならない。 ○ 法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。 ○ 指導監査を行うに当たっては、経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか、計算書類における各勘定科目の金額が総勘定元帳等と一致しているかを確認する。	・会計帳簿が拠点区分ごとに 作成されていない場合 ・会計帳簿がその閉鎖の時か ら十年間保存されていない場	A A
(5)附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	29 条、運用	科目と金額が計算 書類と整合している	○注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。 ・基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6) ・基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し(注記事項の7) ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(注記事項の9) ・債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高(注記事項の10) ○ 指導監査においては、これらの注記が計算書類の金額と一致していることを確認する。	注記事項について計算書類の 金額と一致していない場合は 文書指摘によることとする。	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)				判断基準	
		会計省令第	について注記すべき 事項が記載されてい	〇 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が次のと 体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できることとされている。また、注記事項に該当 と、「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。			て、記載自体を省略できるもの		
		で、別紙1、 別紙2、留意		注意事項	法人全体	拠点区分	該当がない 場合		
		事項25 の (2)、26		1 継続事業の前提に関する注記	0	×	項目記載不要		
				2 重要な会計方針	0	0	「該当なし」と 記載		
				3 重要な会計方針の変更	0	0	項目記載不要		
				4 法人で採用する退職給付制度	0	0	「該当なし」と 記載		
				5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	0	0	「該当なし」と 記載		
				6 基本財産の増減の内容及び金額	0	0	「該当なし」と 記載		
				7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	0	0	「該当なし」と 記載		
				8 担保に供している資産	0	0	「該当なし」と 記載		
				9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合 は記載不要)	0	0	項目記載不要		
				10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高(賃借対照表上、間接法で表示 している場合は記載不要)	0	0	項目記載不要		
				11 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	0	0	「該当なし」と 記載		
				12 関連当事者との取引の内容	0	×	「該当なし」と 記載		
				13 重要な偶発債務	0	×	「該当なし」と 記載		
				14 重要な後発事象	0	0	「該当なし」と 記載		
				15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け	0	×	「該当なし」と 記載		
				16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資金の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	0	0	「該当なし」と 記載		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)			判断基準	評価 区分
	に基づき適正に作成 されているか。	30 条、運用 上の取扱い	明細書が様式に	〇 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められてして)。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書(注1及び注2)につしのいずれかを作成すればよい。				
		(①)から別 紙3(⑩)まで	○ 附属明細書に係る勘定科目と金額か計算書類と整合しているか。	注意事項	法人全体	拠点区分	・附属明細書について計算書 類の金額と一致していない場	Α
				1 借入金明細書	0		合 ・附属明細書が様式に従って	Α
				2 寄付金収益明細書	0		いない場合	
				3 補助金事業等収益明細書	0			
				4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	0			
				5 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	0			
				6 基本金明細書	0			
				7 国庫補助金等特別積立金明細書	0			
				8 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		0		
				9 引当金明細書		0		
				10 拠点区分資金収支明細書		0		
				11 拠点区分事業活動明細書		0		
				12 積立金・積立資産明細書		0		
				13 サービス区分間繰入金明細書		0		
				14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		0		
				15 就労支援事業別事業活動明細書		0		
				15-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		0		
				16 就労支援事業製造原価明細書		0		
				16-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		0		

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼)	点)		判断基準	評価区分
				17 就労支援事業販管費明細書		0		
				17-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		0		
				18 就労支援事業明細書		0		
				18-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		0		
				19 授産事業費用明細書		0		
				(注1) 10 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び11 拠点区分事業活動明細書(別	別紙 (⑪))			
					10 拠点区分 資金収支明細書	11 拠点区分 事業活動明細書		
				介護保険サービスおよび障害福祉サービスを実施する拠点区分	省略可	要作成		
				子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可		
				上記以外の事業を実施する拠点	いずれかー	方を省略可		
				サービス区分が1つの拠点区分	どちら:	も省略可		
				(注 2)就労支援事業に係る付属明細書(別紙 3(⑮))-1 から(⑯)-2 まで)				
				○ 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書業○ 指導監査を行うに当たっては、作成すべき附属明細書が様式に従って作成されている。				

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		31条から第 34条まで、運 用上の取扱 い26、別紙4				A A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
4 その他		11-10-2				
益供与の禁止	利益を与えていないか。	令第13条の 2、規則 第1 条の3	事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係利益と特別の利益と与えていないか。	③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定めるもの(規則第1条の3) i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財産の対象及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注2)における当該他の法人((注2)において「子法人」という。)とする。 ii 法人の事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注2)における当該他の法人((注2)において「子法人」という。)とする。 ii 法人の事業活動を支配する者 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注2)における当該一の者とする。 (注2)財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注2)における当該一の者とする。 (注2)財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。 ① 一の者又はその一名とくは二以上の子法人が担負総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事 監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員 iii 当該評議員に就任した日前五年以内に「又は ii に掲げる者であった者 iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者 v 当該評議員に選任されたことがある者 〇 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入 を質情、法人の関議者に対するよの財産の一部に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準や給与規程等に同る対とは、対策の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。 〇 指導監査を行うに当たっては、法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益の供与に該当していないか確認を要するものがあるものがある場合には、法人に対して定款や各規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与に該当していないかを確認する。 〇 指導監査を行うに当たっては、法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益の供与に該当していないかを確認する。	供与していると認められる場合は文書指摘によることとする。	
(2)社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	2第11 項	○ 社会福祉充実計 画に定める事業が 計画に沿って行わ れているか。	う。)を上回るかどうかを算定しなければならない。さらに、これを上回る財産額(以下「社会福祉充実残額」という。)がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」とい	社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない場合は文書指摘によることとする。	A

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
(3)情報の公表	1 法令に定める情報 の公表を行っている か。		○ 法令に定める事項について、インターネットを利用して な表しているか。	○ 法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならない(法第59条の2第1項、規則第10条第1項)。 ・ 定款の内容(所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき) ・ 役員等報酬基準(評議員会の承認を受けたとき) ・ 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容(注1)(届出をしたとき) (注1)厚生労働省令で定める書類(規則第10条第2項)。 ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 投員等名簿 ・ 現況報告書(規則第2条の41第1号から13号まで及び第16号に掲げる事項)(注2) (注2)現況報告書の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成29年3月29日付け雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・接護局長、老健局長連名通知)に定めるところによる。なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分(注3)に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分(注4)を除く。 (注3)法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえ定められている。 (注4)個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地(公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある)がある。 〇 インターネットの利用による公表については、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる(規則第10条第2項)。 〇 指導監査を行うに当たっては、これらの事項がインターネットの利用により公表されているかを確認する。	必要な事項がインターネットの利用(法人ホームページ等)により公表されていない場合は文書指摘によることとする。 ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法利による公表を行うことができるい。 が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。	A
(4)その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。		三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の	〇 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って 良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない(法第78条第1項)。福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービス の質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること 及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価(以下、「第三者 評価」という。)を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。 〇 第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適 切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱3の(3)においても、監査周期の延長に関する判断基準の一つとされているところ であるため、指導監査を行うに当たっては、法人が行う福祉サービスについて、第三者評価を受け、その結果を公表しているか、サービスの質の向上を図るための措置を講じているかを確認する。	いて、第三者評価の受審及び 結果の公表やサービスの質の 向上を図るための措置を行っ ていない場合は、これらの措置	С
	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組 みへの取組が行われ ているか。	法第82 条	○ 福祉サービスに 関する苦情解決の 仕組みへの取組が 行われているか。	関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12 年6月7日付け障第452	制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない場合は、これらの措置の実施についての助言を行う。	С

項目	監査事項	関係法令等 根拠	チェックポイント	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分
		組合等登記 令(昭和39年 政令第29 号)	いて変更が生じた場合、二週間以内に変更登記をしているか。 の資産の総額については、会計年度終 了後3か月以内に	ところ(注1、注2)により、変更の登記をしなければならない(法第29条第1項)。 (注1)政令に定める登記事項(組合等登記令第2条及び別表)は次のとおり。 ①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権(注3)を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額 (注2)変更登記の期限(組合等登記令第3条) ・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内 ・資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度6月末まで) (注3)法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成28年改正後施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり(平成28年改正法附則第15条)、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならない	を含む。)を行われていない場合は文書指摘によることとする。 なお、変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を	В
	われているか。	徹底通知5 の(2)ウ、 (6)エ	者員の管理について管理が十分に行われているか。 〇理事長が契約に		次の場合は文書指摘によることとする。 ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない場合 ・随意契約によることができない案件について随意契約を行っていた場合 理事長が契約について職員に要任している場合であって、委任の範囲を明確に定めていないときは、委任の範囲を明確に定めるよう求める(ロ頭指摘)	A A B